

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	松本空港課 (松本空港管理事務所)	整理番号	2-3-1
処分の種類	松本空港内への入場制限等			
根拠法令条例等・条項	長野県松本空港条例第8条			
処分の概要	混雑の予防、その他空港の管理上の必要から行う空港への入場制限、行為の制限			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 入場制限は、次のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。</p> <p>(1) 警察等から要請があった場合</p> <p>(2) 貴賓者の利用等により空港管理に支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(3) 災害、その他松本空港管理事務所長が空港管理上必要があると認める場合</p> <p>2 行為の制限は、次のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。</p> <p>(1) 長野県松本空港条例第11条各号に規定する禁止行為を行っている場合</p> <p>(2) 宣伝行為等により空港利用者に迷惑をかける行為を行っている場合</p> <p>(3) その他松本空港管理事務所長が空港管理上必要があると認める場合</p>			
基準の制定根拠	H6. 9. 30伺定			